

会 議 録

令和8年 第9回 檀原市選挙管理委員会

- ・日 時 令和8年6月1日
- ・場 所 檀原市役所分庁舎2階 会議室A
- ・出席委員 委員長 南 秀明 君
委 員 山田 善紀 君
委 員 中平 えり子 君
委 員 波部 吉伸 君

・会議に従事した職員

事務局長 新田 浩幸
局長補佐 横井 陽介

会議に付議した事件

- 議第37号 選挙人名簿の抹消について
- 議第38号 選挙人名簿の登録について
- 議第39号 在外選挙人名簿の登録について
- 議第40号 選挙人名簿等の閲覧状況の公表について
- 報第 5号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数について

午前9時15分 開会

○委員長（南秀明君） ただいまより令和8年 第9回樫原市選挙管理委員会を開催いたします。

それでは、議第37号「選挙人名簿の抹消について」及び議第38号「選挙人名簿の登録について」を一括議題とします。

局長から提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（新田浩幸君） 議第37号「選挙人名簿の抹消」につきましては、公職選挙法第28条の規定に基づき、別紙記載の者を選挙人名簿から抹消するものでございます。

抹消の内訳については、第1号該当の抹消者（死亡又は国籍喪失による抹消）は、男63名、女38名、合計101名、第2号該当の抹消者（転出による抹消）は、男98名、女107名、合計205名、第3号該当の抹消者（在外選挙人名簿への登録移転による抹消）は、男0名、女1名、合計1名で、総数307名となっております。

続きまして、議第38号「選挙人名簿の登録」につきましては、公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、3月、6月、9月及び12月の各月1日又は直後の休日以外の日に行うと定められております定時登録を行うものでございます。

これに伴う新規登録者の人数は、男459名、女461名、合計920名となっております。

なお、令和8年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男46,771名、女53,412名で、合計100,183名となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（南秀明君） これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（南秀明君） これより採決します。

本件は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（南秀明君） ご異議なしと認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○委員長（南秀明君） 続きまして、議第39号「在外選挙人名簿の登録について」を議題とします。

局長から提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（新田浩幸君） 本件につきましては、公職選挙法第30条の4に規定する在外選挙人名簿に登録される要件である海外に住所を移してから引き続き3ヶ月を経過した者で、在外選挙人名簿に登録されるよう申請を行った者を同法第30条の6第1項の規定に基づき在外選挙人名簿に登録するものでございます。

なお、今回の登録者は、別紙のとおり男0名、女1名、合計1名となっております。令和8年6月1日における在外選挙人名簿の登録者数は男17名、女46名、合計63名となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（南秀明君） これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（南秀明君） これより採決します。

本件は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（南秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（南秀明君） 続きまして、議第40号「選挙人名簿等の閲覧状況の公表について」を議題とします。

局長から提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（新田浩幸君） 本件につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における公職選挙法第28条の4第7項及び第30条の12において準用する第28条の4第7項の規定に基づき選挙人名簿又は在外選挙人名簿を閲覧した者の氏名等の公表について定めるものでございます。

公表の方法は、告示によるものとし、公表する内容は別紙のとおり、閲覧日・閲覧申出者の住所又は主たる事務所の所在地・閲覧申出者の氏名又は名称及び代表者の氏名・利用目的の概要・閲覧に係る選挙人の範囲となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（南秀明君） これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（南秀明君） これより採決します。

本件は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(南秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(南秀明君) 続きまして、報第5号「選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数について」を議題とします。

局長から提案理由の説明を求めます。局長。

○局長(新田浩幸君) 本件につきましては、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び市町村の合併の特例に関する法律の各条項に規定されている令和8年6月1日現在において決定された本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数を報告するものでございます。

ちなみに3分の1の数は議会の解散、議員の解職、市長の解職、主要公務員の解職及び教育委員の解職を請求できる根拠となる数で、その数は33,383名、次に6分の1の数は、市民投票の実施請求、または合併協議会設置協議の投票を請求できる根拠となる数で、その数は16,692名、また50分の1の数は条例の制定・改廃の請求、住民監査の請求及び合併協議会の設置を請求できる根拠となる数であり、その数は2,003名となっております。

以上でございます。

○委員長(南秀明君) これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(南秀明君) これをもって報第5号の報告を終わります。

○局長(新田浩幸君) 以上で本日の案件はすべて終了しました。

○委員長(南秀明君) それでは本日の委員会を終了します。

どうもご苦労さまでした。

午前9時30分 閉会

上記会議の顛末は、書記がこれを記したのですが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名、捺印するものです。

令和8年6月1日

委員長 南 秀 明

委員 山 田 善 紀

委員 波 部 志 伸

委員 中 平 え り 子

会議録調製者 書 記 新 田 浩 幸